

## 報告第12号

### 令和6年度大田原市内部統制評価報告書について

令和6年度大田原市内部統制評価報告書を別冊のとおり作成したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第6項の規定により、監査委員の意見を付けて議会に提出する。

令和7年9月5日提出

大田原市長 相馬 憲一